

埼玉県議会委員会傍聴取扱要綱を次のとおり定める。

埼玉県議会委員会傍聴取扱要綱

(趣旨)

第一条 この要綱は、埼玉県議会委員会規程第三十四条第二項の規定に基づき、常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会における傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定義)

第二条 この要綱に定める傍聴人は、議員及び報道関係者（県政記者クラブ加盟各社）以外で、委員会を傍聴する者をいう。

(傍聴人の定員)

第三条 傍聴人の定員は、各委員会とも十人とする。ただし、傍聴席の増設が可能な場合、委員長は二十人を限度として定員を増やすことができる。

(傍聴の受付)

第四条 傍聴の受付は、委員会開会予定時刻の三十分前から議会事務局議事課で行う。傍聴希望者は、委員会傍聴者名簿（様式一）に住所及び氏名を記入するものとする。

二 開会予定時刻十分前において、傍聴希望者が定員を超える場合は、傍聴の受付を締め切り、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

三 開会予定時刻十分前において、傍聴希望者が定員を超えない場合は、委員会傍聴者名簿の番号順に定員までを傍聴人とする。

(委員会傍聴証)

第五条 傍聴人は、入室時及び傍聴中、委員会傍聴証（様式二）を携帯しなければならない。

二 委員会傍聴証は、発行当日に限り有効とする。

三 委員会傍聴証は、委員会傍聴者名簿に記載された本人に限り有効とし、他者への貸与及び譲渡はできないものとする。

四 傍聴人は、傍聴を終えた時は、委員会傍聴証を議会事務局議事課に返却しなければならない。

(傍聴席への入退室)

第六条 傍聴人は、係員の指示に従い、静粛に入退室しなければならない。

附 則

この要綱は、平成十二年三月八日から施行する。

様式 1

委員会傍聴者名簿 (年 月 日)

委員会

番 号	住 所	氏 名	事 務 局 記 入 欄
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

番号 _____

_____ 委員会

委 員 会 傍 聴 証

年 月 日

(当日限り有効)

埼 玉 県 議 会